

伊勢原市審議会等の委員公募要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「伊勢原市審議会等の在り方に関する基本方針」に掲げられた委員の公募制の導入に関し、審議会等の委員の公募について必要な事項を定め、広く市民の意見を市政に反映させ、市民参加を促進することを目的とする。

(公募基準)

第2条 審議会等の委員を選任し、又は決定するときは、当該審議会等の設置目的や審議事項等の特性に応じて、委員の一部又は全部を公募する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令等により委員の資格が定められているもの
- (2) 専門的な知識や経験等を要するもの
- (3) 市民のプライバシーに関する事項を審議するもの
- (4) その他審議内容により委員の公募がなじまないもの

(公募委員数)

第3条 公募による審議会等の委員数は、原則として、次のとおりとする。

| 審議会等の委員数 | 公募による委員数 |
|------------|----------|
| 16人以上 | 3人程度 |
| 10人以上15人以下 | 2人程度 |
| 9人以下 | 1人程度 |

(公募の方法)

第4条 審議会等の委員の公募は、伊勢原市ホームページ、市広報紙等に募集記事を掲載して行い、募集記事に掲載する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 主な審議内容
- (3) 応募資格
- (4) 募集人員
- (5) 任期
- (6) 応募方法
- (7) 問い合わせ先

(公募による委員の資格)

第5条 審議会等の公募による委員の資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市に在住する20歳以上の者
- (2) 本市の他の審議会等の委員でない者
- (3) 本市の職員及び議員でない者
- (4) その他審議会等が必要と認める事項

(応募の方法等)

第6条 審議会等の委員の応募方法等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応募については、応募申込書に本人を特定する情報のほか、与えられたテーマに対する考え方、応募の動機・抱負等を記入して提出する。
- (2) 選考は、応募申込書による書類選考及び面接等により行う。
- (3) 選考数は、予定の人数及び次点1人を選考するものとする。

(再募集等)

第7条 委員の公募を実施したにもかかわらず、次に掲げる理由により募集人員に達しなかった場合で、当該募集した人数を満たす必要がある場合は、再募集や関係団体からの推薦によるなど、他の方法で委員を選任し、又は決定することができる。

- (1) 応募がなかった場合又は公募による委員として募集した人数に応募者が達しなかった場合
- (2) 選考の結果、募集した人数に達しなかった場合

(応募者への通知)

第8条 選考の結果については、各応募者に通知するものとする。

(事務の所管)

第9条 公募に係る事務は、各担当課が所管する。

(委任)

第10条 この要綱で定めるもののほか、公募について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。